



(7) 行使期間	2023年12月1日から2026年11月30日まで
(8) 募集又は割当方法 (割当先)	マッコーリー・バンク・リミテッドに対して第三者割当の方法によって割り当てます。
(9) その他	当社は、割当先との間で、本新株予約権に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結いたしました。 本買取契約においては、割当先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当先からの譲受人が本買取契約の割当先としての権利義務の一切を承継する旨が規定されています。

(注) 本新株予約権に係る調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額（20,000,000円）を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。

## 2. 本社債の概要

(1) 名称	ブライトパス・バイオ株式会社第2回無担保社債
(2) 社債の総額	金500,000,000円
(3) 各社債の金額	金12,500,000円
(4) 払込期日	2023年11月30日
(5) 償還期日	2024年11月29日
(6) 利率	年率0%
(7) 発行価額	額面100円につき金100円
(8) 償還価額	額面100円につき金100円
(9) 償還方法	満期一括償還 本社債に係る買取契約上、本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）は、本社債発行日より6か月間は、当社に対し遅くとも5取引日前までに通知をすることで、本社債の償還金額の累計額（追加社債に係る償還金額を含みます。）が本新株予約権の行使により割当先から当社に払い込まれた金額の累計額を超えない範囲でのみ、額面100円につき金100円で本社債の全部又は一部を期限前に償還することを求めることができるとされており、また、本社債権者は、本社債発行日より6か月を経過後は、当社に対し遅くとも20取引日前までに通知をすることで、償還金額の上限なく、額面100円につき金100円で本社債の全部又は一部を期限前に償還することを求めることができるとされており、当社は、本社債権者に対し遅くとも20取引日前までに通知をすることで、いつでも、額面100円につき金100円で本社債の全部又は一部を期限前に償還することを本社債権者に対して請求することができます。 本新株予約権の発行要項に規定される取得事由が生じた場合や当社が割当先より本新株予約権の買取請求を受けた場合、本買取契約に従って同契約が解除された場合等には、当社はその時点で残存する本社債の元本の全部又は一部を期限前償還するものとされており、
(10) 総額引受人	マッコーリー・バンク・リミテッド

以上